

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、岡山県地域包括ケアシステム学会と称し、英文では Okayama Society of Community-based Integrated Care System と表記し、その略称名を OCCS とする。

第2条 本会の主たる事務局を川崎学園（岡山県倉敷市松島）に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、医療や福祉の現場で働いている地域包括ケアシステムに関与する専門職種間の交流と連携を促進し、学際的な情報交換によって優れた地域包括ケアシステムの構築と普及、啓発に寄与し、以って地域住民の誰もが住み易い地域で自分らしい暮らしを続けることができるような街づくりを促進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術大会の開催
- (2) 地域包括ケアシステムに関与する専門職種間の交流の促進
- (3) 地域包括ケアシステムに関与する専門職種への教育、研修
- (4) 地域住民の誰もが住み易い街づくりの提言
- (5) 地域包括ケアシステムの構築に関する普及、啓発
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 個人会員：本会の目的に賛同する医療福祉分野の専門職ならびに関係者
- (2) 施設会員：本会の目的に賛同する医療福祉分野の施設及び団体
- (3) 賛助会員：本会の趣旨に賛同し、本会の活動を支援する企業

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書に電子メールアドレス等を記載して、本会事務局に提出する。

- 2 入会年月日は、入会申込書を受理した日とする。
- 3 賛助会員は、年次会員とし、毎年届け出るものとする。

(会費)

第7条 個人会員の年会費は、無料とする。

- 2 施設会員および賛助会員は、理事会で定める年会費を収めなければならない。
- 3 既納された会費は、返還しない。

(退会)

第8条 次の場合は、退会とする。

- (1) 会員からの退会申出を本会事務局が受理したとき
- (2) 会員との連絡が取れなくなったとき
- (3) 施設会員の場合には、2年以上の会費滞納があったとき
- (4) 本会に著しい損害を与えたとき

(名誉会員)

第9条 本会に、名誉会員を置くことができる。

- 2 名誉会員は、本会に功労があった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 名誉会員の年会費は、無料とする。

第4章 役員および相談役

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上50名以内
- (2) 事務局担当幹事 1名
- 2 理事のうち、若干名を業務執行理事、2名を監事とする。
- 3 業務執行理事のうち1名を理事長、2-3名を副理事長とする。
- 4 理事長は、必要に応じて相談役を置くことができる。

(役員を選任)

第11条 理事及び事務局担当幹事は、会員の中から理事会で選任し、理事長が委嘱する。

- 2 業務執行理事及び監事は、理事の中から理事会で選任する。
- 3 理事長及び副理事長は、業務執行理事の互選によって選任し、相互にこれを兼ねることはできない。

(職務)

第12条 理事長は、本会を代表し、本会の会務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は欠けたときには代行する。
- 3 事務局担当幹事は、理事長の指示により事務局業務を統括する。
- 4 監事は、本会の事業、会計、投票、資産を監査する。
- 5 役員は、理事会を組織し、本会の会務を議決し、執行する。

(任期)

第13条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

(解任)

第14条 次の各号により、役員を解任することができる。

- (1) 理事会が解任を議決したとき
- (2) 会員の4分の3以上から文書による解任請求が提出されたとき
- (3) 心身の故障のため職務の執行に堪えることができないと認められたとき

(報酬)

第15条 役員報酬は、無給とする。

2 役員には費用を支弁することができる。

第5章 理事会

(招集)

第16条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会は、理事、事務局担当幹事をもって構成する。

3 理事会は、年一回以上、必要に応じて随時開催する。

4 理事は、理事長の求めに応じて理事会に出席できる。

(定足数)

第17条 理事会は、その構成する理事総数の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、出席者数には、委任状によるものを含める。

(討議事項)

第18条 本会運営上必要な重要事項は、理事会に付議するものとする。

(議長)

第19条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第20条 理事会の議決は、本会の会則に定めがある場合を除き、理事会出席役員の過半数の議決によって行う。議決には委任状によるものを含める。賛否同数の場合は、議長が決定する。

2 緊急を要する重要事項の決定は、FAX又は電子メールを利用して議決することができる。

3 前項に関わらず、簡易な事項または緊急を要する事項は、理事長が業務執行理事に相談のうえ専決することができる。ただし、理事長は、専決した事項を理事会で報告しなければならない。

(議事録)

第21条 事務局担当幹事は、理事会の議事録を作成し、役員に報告する。議事録は、会員から要請があった場合には、開示しなければならない。

(業務執行理事会)

第22条 理事長は、必要に応じて業務執行理事会を開催することができる。

第6章 資産及び会計

(運営資金)

第23条 本会の運営資金には、会費、学術大会剰余金、広告費、寄付金及びその他の収入を充てる。

(資産の管理)

第24条 本会の資産は、理事会の定める方法により理事長の責任の下で事務局が管理する。

(特別会計)

第25条 本会は特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第27条 本会の事業計画及び収支予算書は、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第28条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が書類を作成し、監事の監査を受けたうえで理事会の承認を受けなければならない。

第7章 学術大会

第29条 学術大会は、年1回以上開催する。

2 学術大会の大会長は、業務執行理事の推薦により理事長が決定し、理事会で承認を得る。

3 大会長は、本会の目的に添って学術大会を計画し、主宰する。

4 大会長は、学術大会終了後、決算書類を作成し、監事の監査を受けたうえで理事会の承認を受けなければならない。

5 学術大会の剰余金は、本会の運営資金に充てるものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第30条 本会の定款は、理事会出席の理事の3分の2以上の議決がなければ変更することができない。

(解散)

第31条 本会の解散は、理事会の議決を経て決定する。

2 解散後の残余資産は、理事会の議決を経て類似の事業を目的とする団体等に帰属する。

第9章 事務局

(事務局)

第32条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に、事務局担当幹事及び協力員を置くことができる。

3 事務局の組織及び職員処遇等、運営に必要な項は理事会の決議により決定する。

第10章 補則

(会則)

第33条 本会の運営に必要な会則は、業務執行理事会で議を経た後、理事会で定める。

附則 この定款は平成28年4月1日から施行する。

2. 本会発足時の理事長及び理事は、設立準備委員会の決定による。